

香美市請求書の押印省略に関するQ&A

番号	質問	回答
1	押印を省略できる書類は何か？	<p>○請求書が対象となります。</p> <p>○ただし、以下のものは、今回の押印省略の対象とはなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令や規則等により押印が義務付けられているもの ・委任状
2	押印を省略できるのはいつからか？	○令和8年4月1日以降に発行されるものが対象です。
3	押印を省略する場合の記載方法は？	<p>○請求者の住所・氏名（法人等の名称、代表者職氏名）に加え、「発行責任者氏名」「発行担当者氏名」「連絡先電話番号」を記載してください。（別添①をご参照ください）</p> <p>○なお、「発行責任者」、「担当者」、「電話番号」の記載がないものは、押印が必要となります。</p>
4	従来どおり押印して提出してよいか？	○押印した請求書の取り扱いに変更はありませんので、従来どおり、押印した原本を提出してもらってかまいません。
5	なぜ発行責任者や連絡先などを記載する必要があるのか。	○押印を省略した場合の書面の真正性を担保するためです。内容で不明な点があった場合等、直接ご連絡させていただく場合があります。
6	「発行責任者」とは？	○役職にかかわらず、請求書を発行する権限のある方をいいます。
7	「担当者」とは？	<p>○請求書の事務を担当する方をいいます。なお、フルネームで記載してください。</p> <p>○必要に応じて、市の担当課から請求書の内容について確認の連絡をすることがあります。</p>
8	「発行責任者」と「担当者」が同一人の場合の記載方法は？	○「発行責任者」欄に記載をし、「担当者」欄には「同上」と記載をしてください。
9	個人の場合も押印省略は可能か？	○可能です。ただし、法令や規則等により押印が義務付けられている書類は不可です。
10	電話番号は、携帯電話の番号でもよいか？	○携帯電話の番号でもかまいません。
11	押印を省略した請求書は、電子メールでの提出は可能か？	<p>○押印を省略した請求書は、電子メールでの提出が可能です。電子メールで提出する場合は、<u>ファイルはPDF形式としてください。</u></p> <p>○メール件名の先頭に【香美市請求書】と記載し、担当課宛に送付してください。</p>
12	押印を省略した請求書を修正する必要がある場合は、どのようにしたらよいか？	○押印を省略した請求書については、訂正印による修正は不可となりますので、お手数ですが、再度作成をお願いします。
13	請求書が複数枚にわたる場合、割り印は必要か？	<p>○押印を省略した請求書では、複数枚にわたる場合の割印を省略することができます。</p> <p>○複数枚にわたる場合は、「1/5、2/5、3/5・・・」などの記載をお願いします。</p>